

監査委員公表第547号

平成25年3月29日付け監査第1079号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年7月12日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 柳 井 貞 美
 大分県監査委員 桜 木 博
 大分県監査委員 酒 井 喜 親

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
(福祉保健部)		
東部保健所	平成24年9月6日から 平成24年9月7日まで 平成24年9月25日	<p>指摘事項 保健所主催の会議の出席者に対する旅費の費用弁償について、資金前渡による支出処理が間に合わず、支払事務担当者が自己の所持金で立て替えて、後日、旅費の支出処理を行い、返納すべき前渡資金については、当該年度は返納なしで精算し、翌年度に返納処理を行ったほか、本件旅費に関する支出書類一式を保管していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 東部保健所と会計処理集中課所属である別府土木事務所との連携の不備により発生したものであり、直ちに、保健所と土木事務所の決裁ルートや、前渡資金の受渡方法などの見直しを行い、両所属でチェックが働くよう体制の強化を図った。 今後とも、緊張感を持って会計処理の適正な執行と再発防止に努めたい。</p>
(農林水産部)		
農林水産研究 指導センター 農業研究部	平成25年1月16日から 平成25年1月17日まで 平成25年1月30日	<p>指摘事項 平成23年2月の消防防災設備保守点検において、防火扉が閉鎖不能により不良と判定されているが、改善されていないほか、平成23年11月の電気工作物保守点検においても、高圧機器が耐用年数を18年超過しているので、突然の停電や電気事故を未然に防止するため、早急に交換を要するとの点検結果であったが、改善されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成25年2月に、防火扉の修繕と高圧機器の取換工事を行った。今後は定期点検・保守点検の結果を軽視せず、修理等の対応を迅速に行うよう周知徹底を図る。</p>
農林水産研究	平成24年11月6日から	指摘事項

指導センター 水産研究部	平成24年11月7日まで 平成24年11月19日	<p>水産研究施設のうち水槽などの遊休となっている施設の一部について、施錠器具がないために、施設等の損壊や事故等が懸念される事例などが認められた。</p> <p>措置状況 旧種苗生産施設の一部建物等については、直ちに施錠器具等を整備し、適切な管理を行っている。 全体的な施設の管理については、関係機関の協力を得ながら、平成25年度から計画的に修繕等を実施するなど適正に行っていきたい。</p>
(教育庁及び教育機関)		
教育人事課	平成24年9月11日から 平成24年9月12日まで	<p>指摘事項 住居手当支給額の算定において、長年にわたり当該手当の算定基礎となる家賃相当額を誤っていたため過小支給となっており、追給を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件手当の認定権者（学校支援センター）で、原因時に遡って認定額を改め、それを受けて、教育人事課で追給処理を行った。また、当該認定権者及び所管する市教育委員会に対して再発防止を求めた。 さらに、県内すべての市町村教育委員会及び県立学校に対して、適正な事務処理を徹底するよう通知を発出するとともに、給与事務担当者会議等の機会を通じて、同様の誤りが生じないよう周知徹底を図っている。</p>
社会教育総合センター	平成25年1月21日	<p>指摘事項① 納入期限までに納付のない施設使用料等について、大分県債権管理規則に定めのある督促状の発行及び債権管理簿の作成が行われていないことを、昨年度の定期監査で指摘されていたが、今年度も改善されていなかった。</p> <p>措置状況① センターの利用者に対するチラシを作成し、窓口で納期内納付について説明するとともに、納付書送付時にはチラシを同封し、納期内納付の徹底を図る。 納入期限までに納付のない施設使用料等が発生した場合は、大分県債権管理規則の定めに従い、督促状を発行し債権管理簿に記載するなど、債権管理を徹底する。</p> <p>指摘事項② 高木剪定契約について、特段の理由もなく、高い見積額の業者と契約を締結しているほか、2者以上から見積書の徴取が必要な随意契約において、1者の見積りにより契約していた事例が認められた。</p>

		<p>措置状況②</p> <p>契約事務規則等の関係規定等に基づき処理を行うよう、職員に周知徹底するとともに、必ず複数の者でチェックを行うように改めた。</p>
大分舞鶴高等学校	平成25年1月8日 平成25年1月23日	<p>指摘事項</p> <p>職員の扶養手当について、扶養親族の所得が扶養手当認定基準を上回っていたが、要件を具備しているかどうかの確認を怠り、誤って支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>所得年額130万円を超過している期間について手当を返納させることとし、平成25年3月に返納処理が完了した。</p> <p>今後は、担当者が関係法令や取扱要領を改めて確認し、正しく認識するよう指導するとともに、証明書類の確認について、担当者のみでなく、複数の職員でチェックを行うように改めた。</p>
大分商業高等学校	平成25年1月9日 平成25年1月23日	<p>指摘事項</p> <p>別居している父母を扶養親族とする職員への扶養手当の支給について、父母が当該職員の扶養親族としての要件を欠いていたが、随時確認が不十分だったため、引き続き手当を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>扶養手当の返納については、平成25年3月に処理が終了した。</p> <p>今後は、給与等の研修を深めるとともに、支給の根拠等の確認行為を複数の者で行い、また、一般職員へも手当の申請・確認に関して注意喚起を促し、二度と同様な事例を発生させないように取り組む。</p>
芸術緑丘高等学校	平成24年12月5日 平成24年12月27日	<p>指摘事項</p> <p>プール循環ろ過装置ろ材交換工事に係る随意契約において、誤って最低制限価格を設定した結果、本来は最低価格の見積業者と契約すべきところ、最低制限価格以上であった別の業者と契約している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>工事における基本的な事項が誤ったまま決裁されて、本来の契約金額以上に工事代金を支払ったことを猛省し、担当者の資質向上のみならず、担当者以外の職員がチェック機能を働かせる体制を構築するなど、二度と同様な事例が発生しないよう万全の執行に努める。</p>
三重総合高等学校	平成25年1月16日から 平成25年1月17日まで 平成25年1月30日	<p>指摘事項</p> <p>自動車等の交通用具を使用する職員に係る通勤手当について、交通用具の使用距離の認定を誤り、手当を過大に支給している事例が認めら</p>

		<p>れた。</p> <p>措置状況 返納決定後、速やかに本人へ返納通知書を発行し返納処理を行った。また、全教職員の通勤距離について認定誤りがないか確認した。 今後は確実な認定事務を行うため、新たな認定については、必ずインターネットでの距離確認を行うとともに、支給金額が増加する距離区分付近の認定については、事務職員による実測により正確な認定事務を行うよう改めた。</p>
中津南高等学校	平成24年10月24日から平成24年10月25日まで 平成24年11月13日	<p>指摘事項 職員が公務旅行に使用するため登録した自家用車について、自動車検査証等が失効しているにもかかわらず、当該車両の使用を承認し旅行命令を発している事例が認められた。</p> <p>措置状況 車検の失効に気づき、県教委人事課に報告はしていた。 今後は、車検の更新と更新後の車検証等の写しの提出を失念しないよう、毎月初めに職員に対し注意喚起をするとともに、管理職及び担当職員が複数で日常的にチェックに当たるようにした。</p>
別府支援学校	平成25年1月24日	<p>指摘事項① 物品の購入契約において、平成23年度に発注・納品のあった物品について、次年度の予算で支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況① 予算残額のチェックが十分でなかったため、物品が納品されたが年度予算での支払いが不可能となり、予算主務課に予算措置を依頼するなど、所定の事務処理を行わずに、次年度予算で支払いをした。 今後は、事務室職員で会計書類等の回覧を行い、情報の共有と複数の職員でチェックする体制を強化し、事務室内で報告・連絡・相談を十分に行うことを徹底した。</p> <p>指摘事項② 電気工作物保守点検において、平成23年5月の点検から、非常予備発電機起動用蓄電池等が交換時期を過ぎているとの点検結果であったが、改善されていないほか、消防防災設備保守点検においても、平成23年3月の点検から、寄宿舎棟などの消火栓ホース6本が耐圧性能点検を要するとの結果であったが、改善されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 消火栓ホース6本の耐圧試験を平成25年2月に</p>

		実施し、「異常なし」の結果を受けた。非常予備発電機起動用蓄電池等の交換については、25年度の予算措置をお願いしている。 会計書類や保守点検報告書等の回覧を行うなど、事務室職員の情報の共有とチェック体制の強化を図った。
新生支援学校	平成24年11月22日	指摘事項 自動体外式除細動器(AED)の消耗品である電極パッドについて、有効期間が過ぎたものをそのまま保管し、適切な交換時期から1年程度経過していたが、交換をしていない事例が認められた。 措置状況 平成24年11月に自動体外式除細動器(AED)の電極パッドを購入し交換した。 児童生徒の安全に関係することであるので、今後は、保健室と事務室で定期的に器具や消耗品を点検をし、有効期限等のチェックを行い、結果を管理職に必ず報告するよう改めた。

2 注意事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
(企画振興部)		
東京事務所	平成24年11月15日から 平成24年11月16日まで 平成24年11月16日	注意事項 執務室の一部を民間会社に使用させているが、そのための行政財産の目的外使用許可等の手続きや、庁舎管理費の徴収を行っていない事例が認められた。 措置状況 当該民間会社に対し、占有面積部分の行政財産目的外使用許可を申請するように指導し、平成25年3月に許可した。今後は、許可面積に応じた庁舎等管理費の徴収を行う。
(福祉保健部)		
中部保健所	平成24年9月19日 平成24年10月4日	注意事項 使用されていない電話回線について、基本料金等が支出されている事例が認められた。 措置状況 当該回線については、今後の使用見込みがないため、平成24年9月に契約解除した。今後は、このようなことがないよう留意する。
西部保健所	平成24年10月3日から 平成24年10月4日まで 平成24年10月23日	注意事項 地下貯蔵タンク用途廃止業務委託について、検査員の任命を行っておらず、検査員に任命されていない職員が検査を行っているほか、契約

		<p>書及び仕様書に定められている業務完了報告書の提出がなく、適正な検査が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該委託契約の証拠書類については、整備を行った。今後は、検査員の任命を適正に行うとともに、契約書及び仕様書に定められた業務完了報告書の提出を遵守し、契約事務規則等に基づく適正な検査を実施して、契約履行の確認を徹底する。</p>
北部保健所	平成24年9月4日から平成24年9月5日まで 平成24年9月19日	<p>注意事項① 県庁舎の執務室の一部を社団法人が使用しているが、当該法人が使用している県有財産であるコピー機の使用に係る費用について、当該法人と協議を行うことなく全額県が費用負担しているなど、「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」等が遵守されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況① 当該法人のコピー機使用量が少量であったことから費用負担を求めていなかったが、今年度から、当該法人のコピー使用量に見合う用紙の提供を受けることとした。</p> <p>注意事項② 地下貯蔵タンク用途廃止業務委託について、契約書及び仕様書に定められている工程表、業務完了報告書及び検査通知に係る書類等が確認できないため、「地下貯蔵タンクの用途廃止に係る安全指針」等に基づき適正に処理されているのか確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 今後は契約書及び仕様書に基づいた手続が徹底されるよう、チェック体制を強化し適正な事務処理に努める。</p> <p>注意事項③ 非常勤職員の「健康保険及び厚生年金保険の算定基礎届」の提出が大幅に遅れ、社会保険料支払いについて不適切な事務処理が行われている事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 今後は適正な事務処理が行われるよう、チェック体制の強化に努める。</p>
二豊学園	平成24年10月2日	注意事項

	平成24年10月16日	<p>現金払の方法により支給した給与について、給料等支給受領書に受領印を徴しておらず、資金前渡の精算が終了していない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>監査終了後、直ちに領収印を徴した。今後は、給与の現金払いについて精算の終了を怠ることのないよう、職員に意識づけるとともに、複数の者で精算終了を確認するなど、適切な事務処理に努める。</p>
こども・女性相談支援センター	平成24年9月25日 平成24年10月11日	<p>注意事項</p> <p>廃棄物収集業務委託などの委託契約について、受託者からの報告書の回覧決裁が行われておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>受託者からの報告書は検査調書に代わるものであることから、提出を受けた際は直ちに回覧決裁をするよう、改めて職員に指導徹底を行った。</p>
中津児童相談所	平成24年9月4日 平成24年9月19日	<p>注意事項</p> <p>公共料金の支出事務について、支出決定処理を失念したことから、納入期限後に職員が督促手数料を含め立替払を行い、後日、当該職員に督促手数料を除く金額を資金前渡しているなど、支出事務に関し適正でない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>このような事例が二度と発生しないよう、担当職員等の会計事務に対する意識の向上と注意喚起を図るとともに、出納員が公共料金の納入期限前に、支払決定処理済みであることを財務会計システムにより確認することとした。</p>
(生活環境部)		
衛生環境研究センター	平成24年12月11日 平成25年1月8日	<p>注意事項</p> <p>重要物品の処分について、会計規則で規定されている会計管理者等への事前協議及び処分後の変動報告が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>変動報告については、平成24年12月に提出した。今後は、会計規則等の諸規則に則り適正な物品管理をするよう、手続きに遺漏がないか複数の職員で確認するなど、内部のチェック体制を高める。</p>
食肉衛生検査所	平成25年1月11日 平成25年1月30日	<p>注意事項</p> <p>食肉衛生検査所が排出する蛍光灯及び電池に</p>

		<p>ついて、一般廃棄物処理委託契約に係る契約書等で収集運搬及び処理の対象として規定されているにもかかわらず、特に理由なく、当該委託契約の履行ではなく、当該委託契約の相手方とは別の者と別途委託契約を締結し、委託料を支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>蛍光灯及び電池を廃棄しようとしたところ、処理委託業者から回収できないと言われたため、別の産業廃棄物処理業者に委託した。</p> <p>年度当初に委託契約を行う際の、双方の確認不足が原因であり、平成25年度は、処理業者が回収する廃棄物の種類や区分と経費について、十分に確認したうえで委託契約を締結した。</p>
(商工労働部)		
大分高等技術 専門学校	平成24年11月27日	<p>注意事項</p> <p>廃棄物収集業務委託等の委託契約について、検査調書に代わるものである受託者からの報告書の回覧決裁を行っておらず、履行確認が不十分である事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>注意を受けた報告書については、回覧決裁の処理を行った。また監査日以降は、業者から提出される報告書について回覧決裁を行っている。</p>
(農林水産部)		
農林水産研究 指導センター 農業研究部	平成25年1月16日から 平成25年1月17日まで 平成25年1月30日	<p>注意事項①</p> <p>前渡資金預金口座からの口座引落しが出来ず、納付書での支払となった水道料金について、正規の手続きを踏まず、預金口座から直接現金を引き出して料金を支払うなど、不適正な会計処理が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>今後は適正な会計処理に努める。また、同じ前渡資金預金口座を使用する他所属の伝票の有無を毎回確認し、預金残高不足による口座引落の不能を防止する。</p> <p>注意事項②</p> <p>不注意により、重要物品である乗用型摘採機に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況②</p> <p>乗用機械を使用する際は安全確認を十分に行うよう、職員に対してこれまで以上に注意喚起を行い、財産の保全に努める。</p>

<p>農林水産研究 指導センター 農業研究部水 田農業グルー プ</p>	<p>平成24年10月18日 平成24年10月30日</p>	<p>注意事項 郵便切手の購入において、翌年度への繰越額が当該年度の使用額を上回り、計画的な執行が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 年度末に大量発送する予定の郵便物に対応するために購入したが、大半を郵送せず次年度初めの会議で配布したため、結果的に次年度への繰越額が大きくなった。 今後、大量発送が必要で切手が不足する場合は、封書詰めされた郵便物や配布先等を確認したうえで、必要な分のみを購入する。 今後の郵便切手の購入については、前年度実績や使用状況等を十分に踏まえて適正に行いたい。</p>
<p>農林水産研究 指導センター 農業研究部花 きグループ</p>	<p>平成25年1月25日</p>	<p>注意事項 郵便切手の購入において、翌年度への繰越額が当該年度の使用額を上回り、計画的な執行が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成24年度の切手の購入は、必要最小限の購入に止めた。 今後は、「郵券証紙類受払簿」に記載されている切手の保有状況と、これから使用する必要枚数等を厳密に精査し、計画的な購入に努める。</p>
<p>農林水産研究 指導センター 水産研究部</p>	<p>平成24年11月6日から 平成24年11月7日まで 平成24年11月19日</p>	<p>注意事項 マハタ種苗生産技術開発試験が終了したため、県で購入した親魚46個体を民間企業等に無償譲渡しているが、譲渡について大分県会計規則に定められた知事承認等の手続が執られていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後、無償譲渡を行うに当たっては、知事承認等の定められた手続を執り、遺漏のないよう適切な事務執行に努める。 また、適切な事務執行の徹底のため、平成25年2月に物品処分に係わる職場研修を実施した。</p>
<p>農業大学校</p>	<p>平成25年1月22日</p>	<p>注意事項 水道料金の支払手続を失念し前渡資金預金口座に入金しなかったため、同一口座内の他の所属の水道料金の口座引落しを不能にし支払遅延を生じさせるなど、不適正な会計処理が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>請求書の紛失が支払手続きの失念につながったことから、会計職員の机上に専用ボックスを設置し紛失防止を図った。</p> <p>また、前渡資金預金口座から引き落とされる公共料金については、負担行為綴りを複数の職員で見返すことで、支出手続の遅れているものがないかチェックするとともに、毎月の起票状況を会計処理集中課所属である農林水産研究指導センター農業研究部に報告し、預金残高不足による口座引落の不能を防止する。</p>
(教育庁及び教育機関)		
佐伯教育事務所	平成24年9月13日から 平成24年9月14日まで 平成24年10月4日	<p>注意事項</p> <p>県費負担教職員の旅費について、宿泊料の調整を誤り過小に支出されている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>速やかに追給処理を行い差額を支給した。</p> <p>今後は、このような事例が生じないように、通知文を再確認し共通理解を深めて、正確な事務処理を行う。</p>
社会教育総合センター	平成25年1月21日	<p>注意事項</p> <p>庁舎等に係る電気料契約について、現行の契約が最も経済的であるか契約業者に確認を行うよう、主管課等から指導があったにもかかわらず確認しておらず、確認の結果、現行の契約は電気料が割高となるものであった。</p> <p>措置状況</p> <p>電気料契約について、平成24年12月分から契約電力を下げることで電気料の削減を行った。今後は、逐一、教育庁掲示板等による通知を確認し、適切に対応する。</p>
大分上野丘高等学校	平成24年12月11日 平成24年12月27日	<p>注意事項①</p> <p>通勤手当の認定にあたり、交通用具を使用する場合の通勤距離について、所属長が確認していない事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>手当の支給要件の確認方法の解釈を誤り、電子地図での距離表示をしていない案件があった。確認書類を電子地図で距離表示をしたものに差し替え、距離の確認を行った。</p> <p>今後は、手当の支給要件の解釈等について、内容を正確に把握し、再発防止に努める。</p> <p>注意事項②</p>

		<p>扶養手当について、配偶者に認定基準額を超える収入があり、扶養親族の認定を取り消すべきところ、引き続き支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況② 平成24年10月に該当職員からの返納を完了した。今後は、手当対象者の収入状況の把握に努めるとともに、扶養者の収入状況管理について、職員に注意喚起していく。</p>
大分雄城台高等学校	平成24年11月8日 平成24年12月13日	<p>注意事項 住居手当について、転居により居住の事実がなくなったが、支給要件喪失の認定を行わず、手当を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 該当職員から支給要件喪失届けの提出を受け、手当の返納処理を行った。 今後は、異動時期の住居手当について、チェック表を作成し確認する。また毎年7月に認定簿の再確認を行う。</p>
大分西高等学校	平成24年12月6日 平成24年12月27日	<p>注意事項 工事請負契約において、契約の保証を付すべきところ、保証を免除して契約している事例が認められた。</p> <p>措置状況 工事における基本的な事項が誤ったまま決裁されたことを反省し、担当者の資質向上のみならず、上司を含めた全ての会計職員がチェック機能を働かせる体制を構築し、関係課とも協議を行う等、二度とこういう事例が発生しないよう、今後の執行に努める。</p>
鶴崎工業高等学校	平成24年11月14日 平成24年11月29日	<p>注意事項 県費で負担することが原則である文化祭の廃棄物処理費用について、県費外の支援を受ける場合は所定の手続が必要であるが、当該手続を明らかにする資料を整備することなく、廃棄物処理費用の半分を団体費会計から支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成24年度から、文化祭の廃棄物の処理費用は公費で負担することとした。 今後は、県費外の支援を受ける場合は、経費負担の区分が分かる資料を作成し、内部決裁を行って証拠書類にすることとした。</p>

野津高等学校	平成25年 1 月 22 日	<p>注意事項</p> <p>廃棄物の処分に当たり、委託先の業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき許可を得ている業者かどうかの確認を行わないまま運搬を依頼し、廃棄物を引き渡したことのみをもって業務完了としている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>今後、学校で備品等を処分する場合は以下の通りとし、適正な事務処理に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県の産業廃棄物収集運搬許可業者名簿から業者を選定する。 ② 業者の産業廃棄物処分許可証で、中間処理や最終処分できる項目を確認する。 ③ 産業廃棄物数量総括表で、最終処分が必要なものを選別する。 ④ リサイクルできず最終処分が必要なときは、最終処分通知を受領して確認する。 ⑤ テレビや冷蔵庫など家電リサイクル法に該当するものは、リサイクル券を購入し直接搬入する。
佐伯豊南高等学校	平成24年11月 2 日	<p>注意事項</p> <p>公共交通機関を利用する場合以外で、用務地が在勤地外の県の施設のみ県内旅行に係る旅費について、誤って旅行雑費を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>直ちに返納処理を行い手続を完了した。</p> <p>今後は、新システムや新しい事務分掌に対する十分な研修と実務の習得に努め、入力ミスの防止や数値の再計算を徹底する。また、別の目でチェックする体制を確立する。</p>
竹田高等学校	平成24年10月30日 平成24年11月20日	<p>注意事項</p> <p>施設管理補助業務委託について、価格競争で最も低廉な者と単価契約を締結した後に、価格競争に加わっていなかった特定の者と、既に契約済みの単価と同額で契約を締結しており、契約方法として適当でない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>抜本的に委託内容を見直し、受注者が病気等で業務遂行できない場合を想定して、受注者から副従事者の届出をさせることとし、また、主従事者・副従事者ともに業務に従事できないときは、発注者側が施設管理の一環と</p>

		<p>して施錠等の業務を行うこととした。</p> <p>さらに教育財務課が新たに示す要領に従い、見積伺いの段階から整理した事務手続きを進めることとした。</p> <p>今後は条例・規則を遵守し、主管課の指導を仰ぎながら適切な事務処理の遂行に努める。</p>
玖珠農業高等学校	平成24年10月12日 平成24年10月18日	<p>注意事項</p> <p>県費で負担することが原則である茶園実習地等の県有財産の管理費について、県費外の支援を受ける場合は、所定の手続が必要であるが、手続を明らかにする資料を整備することなく、管理費用の一部を他団体の徴収金会計から支出している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>県有財産の管理費については、計画的に県費の執行をしていきたい。</p> <p>また今後、県費外の支援を受ける場合は、経費負担の区分が分かる資料を作成し、内部決裁を行い証拠書類にすることとした。</p>
中津南高等学校	平成24年10月24日から 平成24年10月25日まで 平成24年11月13日	<p>注意事項</p> <p>通勤手当の支給について、通勤距離の認定を誤り、支給要件を満たさない職員に対して手当を支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>該当職員の通勤手当について、認定を取消し支給分の返納処理を行った。今後は2.5km未満の通勤距離については、必ず徒歩での実測確認をし、認定事務を厳正に行う。</p>
中津北高等学校	平成24年10月25日 平成24年11月13日	<p>注意事項①</p> <p>住居手当支給額の算定において、当該手当の算定基礎となる家賃相当額を誤っていたため過大支給となっており、返納を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況①</p> <p>共益費についての確認を怠ったためであり、貸主へ確認したうえで、過大支給となっていた住居手当の返納処理を行った。</p> <p>今後は共益費について必ず確認をし、このような事例が発生しないよう注意する。</p> <p>注意事項②</p> <p>教職員住宅の明渡しにおいて、当該住宅の管理所属である当該学校では、入居者が退居する際に履行しなければならない修繕等について、</p>

		<p>調書による確認を行っていなかったため、入居者が許可を受けて設置した仮設工作物を現状に復していない事例が認められた。</p> <p>措置状況② 退去者に撤去を依頼し、平成24年11月に仮設工作物の撤去を完了した。 今後は、管理者としての責務を果たすため、規則・手引の内容を十分学習し理解して職務遂行に努める。</p>
宇佐高等学校	平成24年10月18日 平成24年11月7日	<p>注意事項 校舎等に係る電気料契約について、現行の契約が最も経済的であるか契約業者に確認を行うよう主管課等から指導があったにもかかわらず、確認を行っておらず、確認の結果、現行の契約は電気料が割高となっている事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成24年10月に経済的な契約種別に変更した。 今後は、半年ごとに電力会社に料金の試算を依頼し、より経済的な契約に早めに変更する。</p>
聾学校	平成24年12月20日	<p>注意事項 通勤手当の支給について、通勤経路の認定を誤り、支給要件を満たさない職員に対して支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 徒歩による距離が2.0km未満であり、支給要件を満たしていなかったため、通勤手当の返納処理を行った。 今後は、通勤手当の支給の認定の際は、経路・距離の確認を十分行い、適切に処理していきたい。また、過去に認定した全ての通勤手当の認定経路・距離についても随時確認し、適切に処理を行いたい。</p>
宇佐支援学校	平成24年10月23日 平成24年11月7日	<p>注意事項 住居手当について、月額家賃の支払の事実がないにもかかわらず、当該月を手当の支給対象としている事例が認められた。</p> <p>措置状況 該当月の手当については、返納処理を行った。 今後は、事務長をはじめ全班員で契約書の内容を十分確認し、間違いのない認定をするよう努める。</p>
別府支援学校	平成25年1月24日	<p>注意事項① 校舎等に係る電気料契約について、前年度の</p>

		<p>契約業者の試算で、現行の契約額は割高であり最適でないという結果であったが、その後も試算や契約変更を行っていなかったため、監査当日に契約業者が再度試算したところ、前年度と同様の結果であった。</p> <p>措置状況① 平成25年2月に契約変更を行った。今後は担当者だけでなく事務室内部で情報の共有を図り、お互いに情報提供を行うなどで、注意の喚起とチェック体制の強化を図った。</p> <p>注意事項② 住居手当について、特約により家賃が発生していない月についても、手当の支給対象としていた事例が認められた。</p> <p>措置状況② 手当過払い分の返納処理を行った。今後は、認定関係書類のチェックを担当者任せにせず、複数の者でチェックすることで、手当認定事務の処理ミスを防ぐ体制を整えた。</p> <p>注意事項③ 複数の委託業務に係る報告書等について、検査に代わる回覧決裁が行われていないほか、特別支援学校スクールバス運行業務委託について、要領に定めのある運転日報等が、学校長に提出されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 報告書等の回覧決裁で検査調書の作成にかえるとする会計課の指導要旨や、スクールバス運行業務委託要領の理解・把握が十分でなかったことから、会計課審査指導室のホームページを利用した研修を実施した。今後は、担当者だけでなく事務室内部で情報の共有を図り、お互いに情報提供を行うなどで、注意の喚起とチェック体制の強化を図った。 なお、平成25年度からはスクールバス月別運行業務報告書を作成している。</p>
大分支援学校	平成24年12月18日	<p>注意事項 物品購入契約において、平成24年度に発注した物品の一部を、前年度末に納品・検査したものとして、前年度の予算で支払っている事例が認められた。</p> <p>措置状況 予算を有効に使い切りたいとの思いから、年</p>

		<p>度当初発注した物品の一部を前年度予算で支払い処理をしたが、職員間で会計年度独立の原則を遵守することを確認するとともに、今後は、県費の執行に当たり計画的であることを第一に考え、定期的に購入計画を見直していくこととした。</p>
(警察本部)		
別府警察署	<p>平成24年11月29日 平成24年12月13日</p>	<p>注意事項 事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況 公用車の事故防止については、日頃から朝礼や例会などあらゆる機会をとらえ、署員に対する指導教養を実施している。 本件では、事故当事者に対し、即日10日間の公用車運転停止措置を講ずるとともに、警務部参事官による招致教養、教養課による運転技能診断を行った。 また、全署員を対象に、朝礼及び例会時における副署長指示、運転同乗指導等の安全運転教育訓練、可搬型運転操作検査機の活用による運転適性診断を行い、この種の事故の再発防止を図った。 今後も引き続き、交通安全意識高揚方策を推進し、公用車の事故防止に向け、全署員を挙げて取り組んでいく。</p>
宇佐警察署	<p>平成24年10月17日 平成24年10月30日</p>	<p>注意事項 押収車両等の搬送業務委託に際し、見積により単価契約を締結した後に、契約を締結した業者以外の見積参加業者に対しても、既に契約済みの単価と同価で契約を締結するなど、不適切な契約が行われていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 押収車両等の搬送業務委託について、多重事故等の対応を想定すると、契約済みの1者に加重的負担がかかることが懸念されたため、既に契約済みの単価と同額の単価で、年度途中で複数者と契約を締結した。今後は適正な契約事務手続の徹底に努め、このようなことを起こさないよう十分に注意する。</p>
中津警察署	<p>平成24年10月30日 平成24年11月13日</p>	<p>注意事項 行政財産の目的外使用許可に当たり、大分県使用料及び手数料条例の適用を誤り、使用許可面積及び使用料が過小となっている事例が認められた。</p>

		<p>措置状況</p> <p>現行の行政財産の目的外使用許可について、使用許可面積等を変更のうえ、平成25年度からは、変更後の使用許可により、使用料を徴収することとした。</p> <p>今後は、特殊な行政財産の目的外使用許可に係る、使用料及び手数料条例の適用に関しては、主管課に対する確認の徹底等を図る。</p>
日田警察署	平成24年10月4日 平成24年10月25日	<p>注意事項</p> <p>前渡資金について、資金前渡職員の指定の決裁を得ることなく職員に交付し、精算手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>領収書に基づき、直ちに前渡資金の精算を行った。今後は会計規則の規定のとおり、資金前渡職員の指定を行った後に前渡資金を交付し、資金前渡職員が支払後5日以内に精算を行うよう、担当者を指導するとともに、決裁時の確認を徹底する。</p>
豊後大野警察署	平成25年1月9日 平成25年1月30日	<p>注意事項</p> <p>事故により公用車に損害が発生した事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>公用車の事故防止については、日頃から朝礼や例会などあらゆる機会をとらえ、署員に対する指導教養を実施している。本件事故の発生を受けて、交通事故防止の更なる徹底を図るための指導教養を実施した。</p> <p>今後も引き続き、運転時の基本事項の遵守等について、各種機会をとらえて繰り返し教養を実施し、署員の交通安全意識の高揚を図るほか、同乗指導による安全運転教育訓練を徹底するなど、各種対策を講じることにより、事故の再発防止に努める。</p>
佐伯警察署	平成24年11月2日 平成24年11月21日	<p>注意事項</p> <p>職員の扶養手当について、配偶者の就労開始により削除の認定が行われたにもかかわらず誤って支給し、返納処理が行われていた。</p> <p>措置状況</p> <p>主管課と協議し、既に返納済みのものであったが、今後は、職員に対する手当額の確認及び会計担当者間での認定手続きの相互チェックを徹底し、正確な事務処理を行う。</p>

